

⑤定款・諸規程編

1	公益社団法人乙訓青年会議所	定款	171
2	公益社団法人乙訓青年会議所	運営規程	183
3	公益社団法人乙訓青年会議所	庶務規程	186
4	公益社団法人乙訓青年会議所	会員資格規程	189
5	公益社団法人乙訓青年会議所	役員選任の方法に関する規程	192
6	公益社団法人乙訓青年会議所	財産運用規程	196

公益社団法人乙訓青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人乙訓青年会議所（英文名Junior Chamber International Otokuni）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府長岡京市開田三丁目10番16号 長岡京市立産業文化会館2階に置く。

(目的)

第3条 本会は、向日市、長岡京市及び大山崎町及びその周辺の地域における政治、経済、社会、教育、文化、福祉等に関する諸問題について研究、審議及び提言を行うとともに、会員の連携と指導力の啓発を努めることにより、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
- (2) 教育、スポーツ、文化等を通じて地域住民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を育む事業
- (3) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (4) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (5) 国政・国防・国土問題等、多角的な視野より分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業
- (6) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (7) 経済問題の解決や地域住民の生活の安全、安定化・活性化に努め、地域住民が安心して生活できるための調査研究提言等を行う事業
- (8) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与するための事業
- (9) 会員のために指導力向上を目的とする事業
- (10) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (11) 諸会議・諸大会の開催
- (12) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に、「一般法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 向日市、長岡京市及び大山崎町及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。また、40歳に達した時点で本会の理事であったものは、理事の任期が終了するまで正会員としての資格を有する。既に他の青年会議所の正会員である者及び本会を除名された者は、本会の正会員となることができない。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする者で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第7条 本会の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、総会において定める入会金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 名誉会員を除く会員は、総会において定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

(1) 本会が解散したとき。

(2) 退会したとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 破産手続開始の決定。

(5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(6) 除名されたとき。

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。

- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を6箇月以内に履行しないとき。
- (4) 出席義務を履行しないとき。
- (5) その他、正会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員または賛助会員が第1項第1号、第2号及び第5号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、別に定める休会届を理事長に提出し理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費等は、これを免除しない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名以上4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事(前各号の役員を含む) 16名以上20名以内
- (5) 監事 2人

(選任等)

第16条 役員及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。ただし、監事はこの限りではない。

3 理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

4 理事長は副理事長及び専務理事を理事会の決議によって理事の中から選出する。

5 監事は、本会(並びにその子法人)の理事若しくは使用人を兼任することができない。

6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般法上の代表理事とし、本会を代表し業務を統括する。

3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはあら

かじめ理事会において定めた順序に従いその業務執行にかかる職務を代行する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 副理事長、専務理事は、一般法上の業務執行理事とし事業を分担執行する

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときにおいて、意見を述べること。

(6) 総会に出席し、必要があると認めるときにおいて、意見を述べること。

(7) 必要があると認めるときにおいて、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

(8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合において、理事会を招集すること。

(9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(理事の任期)

第19条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は第15条に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

(監事の任期)

第20条 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

3 監事は第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 役員は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に

基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第22条 本会に、任意の機関として直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 直前理事長等は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 直前理事長等は、理事会の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

3 直前理事長等の選任及び解任は理事会において決議する。

4 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第19条及び第21条の規定を準用する。

(報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第47条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第25条 本会は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(種類)

第26条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とし、毎年1月に開催される通常総会をもって、一般法上の定時社員総会とする

(構成)

第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第28条 総会は、一般法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

(1) 役員を選任及び解任

- (2) 役員の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止 ① 役員選任の方法に関する規則 ② 会員資格に関する規則 ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項
(開催)

第29条 通常総会は、毎年度1月に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第30条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第31条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第32条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第33条 総会の議事は、一般法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した総正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使等)

第34条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決権を行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第32条及び第33条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につい

て正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第35条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第37条 理事長は総会終了後遅滞なくその決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第38条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

(1) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選出にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 第25条の責任の免除

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長等は理事会の求めにより出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があつ

たとき。

(2) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(3) 第18条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(4) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条3項第3号及び第3項第4号により理事が招集する場合及び前条3項第3号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第44条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

2 一項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第45条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定は、第17条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会は、1月から12月まで月1回例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

- 第49条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。
- 2 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 副委員長が理事であるときは、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 5 委員は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 6 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長及び理事長が指定した役職を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 財産及び会計

(特定財産の維持及び処分)

第50条 第5条の事業を行うために不可欠な特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により定める。

(財産の管理・運用)

第51条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定めるところによる。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第56条 本会が資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、総会において正会員の半数以

上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 管理

（事務局）

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

（1）定款その他諸規則

（2）会員名簿及び会員の異動に関する書類

（3）理事、監事の名簿

（4）認定、認可等及び登記に関する書類

（5）定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

（6）財産目録

（7）役員の報酬規程

（8）事業計画書及び収支予算書

（9）事業報告書及び計算書類等

（10）監査報告書及び会計監査報告書

（11）その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第59条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第60条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第61条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

3 公益目的事業の種類又は内容の変更を行った場合は、変更の認定を行政庁より受けなければならない。

(合併等)

第63条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第64条 本会は一般法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第66条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第67条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第68条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補則

(委任)

第69条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則(平成23年10月5日)

1 この定款の変更は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散も登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は上野正富とする。

平成23年10月5日

公益社団法人乙訓青年会議所運営規程

第1章 目的

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

(1) 理事長

- ① 本会の代表として対外的な発言をし、総ての事業の統括責任をもつ。
- ② 公益社団法人日本青年会議所、近畿地区協議会、京都ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

(2) 直前理事長

- ① 毎回理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

(3) 副理事長

- ① 理事長、専務理事と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

(4) 専務理事

- ① 理事長、副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

(5) 室長（理事）

- ① 副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- ② 分掌の委員会を統括して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

(6) 理事

- ① 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、議事録又は報告書を担当室長（上位職）を経て、理事長に提出する。
- ② 各理事の職務分掌に疑惑の生じた場合は、理事会の決定に従う。

(7) 監事

- ① 監事は、本会議所の業務及び財産状況、コンプライアンスを監査し、必要ある時は、理事長に報告書を提出しなければならない。
- ② 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、財務担当者と監督官庁への計画及び報告書を提出しなければならない。

(8) 特別顧問

- ① 理事長経験を生かし、所務について適切な助言を行う。
- ② 理事会及び各種会合に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、理事会における議決権は有しない。

(9) 法制顧問・財政顧問

- ① 経験を生かし、所務について適切な助言を行う。
- ② 理事会および各種会合に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、理事会における議決権は有しない。

第3章 出 席

第3条 正会員は定款所定の目的達成の為の事業に参画し、行事に出席する権利と義務を有する。

- (1) 3ヶ月毎に正会員の出席率を発表し、年間実質出席率を発表し、年間実質出席率の最低限界を30%とし、最低限界を下回ったものに対しては、理事会の議を経て、本会議所定款の定めるところにより除名される。ただし、当該会員は、理事会において弁明の機会を与えられる。実質出席率とは、総会、例会、委員会全体の事業をいい、役員の場合は、理事会、新入会員の場合は、オリエンテーションの出席率も含む。
- (2) 総ての会合に置いて欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届けること。
- (3) 理事長、直前理事長、監事が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて算出する。
- (4) 特別顧問、法制顧問、財政顧問、副理事長、専務理事、室長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各1回を加えて算出する。
- (5) 下記の会合にあらかじめ届けて出席した会員は、出席した旨を理事長宛文章で報告した場合、要出席回数および出席回数に各1を加えて、報告書の受理されたときに、出席率を算出する。ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。また数日間にわたって開催される会合は1回として扱い、会合の出席は規定用紙に署名することを原則とする。
 - ① JCI会議
 - ② 全国会員大会、各地区大会、各ブロック会員大会
 - ③ 各地JCの認証書伝達式および記念式典
 - ④ 会員会議所会議
 - ⑤ JC関係の各種会議・会合・委員会
 - ⑥ JC関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会、および理事会に欠席した場合は、出席したものとして扱う。
 - ⑦ 病気（要医師の診断書）および海外出張のため、長期にわたり出席不可能な場合は、休会として出席の義務を免除する。
 - ⑧ 正会員は総ての会合に出席する際には正服を着用し、JCバッヂを佩用しなければならない。（ただし、7・8・9月の会合で、上着を着用しない場合はこの限りでない。）

第4章 委 員 会

第4条 定款第49条の規定に基づき理事会の承認を経て委員会を設置する。別に必要のある時は、理事会の承認を経て特別委員会、会議体を設置することが出来る。

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名以上2名以内、および委員若干名を置く。委員長

は理事のうちから理事長が、理事会の承認を得て委嘱する。委員長は委員会を統括する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

第6条 各委員会の職務分掌は、理事会の承認を経て当該年度の事業計画に定める。

第5章 褒 賞

第7条 本会議所における褒賞は、青年会議所に顕著な功績のあった個人、団体および委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚、褒賞の方法等については、その都度理事会で決定する。

第8条 年間実質出席率が100%の会員は褒賞する。

細 則

第9条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

2011年9月15日 第9回理事会にて制定 2011年10月5日より施行

公益社団法人乙訓青年会議所庶務規程

第1章 目 的

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔旅費等を規定するものである。

第2章 事 務 局

第2条 事務局には事務局長を置き、事務局長は事務局の統括、管理にあたる。事務局長を置かない時は、総務委員長がその任にあたる。

第3条 総会および理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。

第4条 事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文章等を整理、保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款ならびに諸規程
10年間保存
- (2) 総会および理事会の議事録
10年間保存
- (3) 本会議所内部の文章
10年間保存
- (4) 社団法人日本青年会議所および他青年会議所の文章綴り
1年間保存
- (5) 本会議所会報綴り
1年間保存
- (6) 事務局日誌
3年間保存
- (7) 受発信簿
1年間保存
- (8) 前項に属さない文章
1年間保存

第5条 事務局長又は総務委員長は備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会 計 管 理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿
[総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿]

(2) 決算書類及び諸表

[貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等]

(3) 伝票

[入金伝票、出金伝票、振替伝票]

第7条 金銭の出納は、会計担当の理事が責任管理し、次の証票を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

(1) 収入については発行した領収書控

(2) 支出については受領した領収書

(3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密にたて、冗費をはぶき効率的に運用することにつとめ、単位事業が完了したときは速やかに計算書証票および関係書類を揃え、捺印の上理事長に提出しなければならない。

第10条 会計担当の理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は原則として各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。

第11条 会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

(1) 決算書類

10年間保存

(2) その他の会計書類

10年間保存

第4章 慶 弔

第12条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 会員の結婚

10,000円

(2) 会員の死亡

10,000円

(3) 正会員の長期(30日以上)の入院に亘る傷病

5,000円

(4) 正会員及び会員の配偶者の出産(第1子に限る)

5,000円

(5) 正会員の配偶者の死亡

5, 000円

(6) 正会員の両親および子女の死亡

5, 000円

(7) 以上の他必要と認めるとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

第5章 旅 行

第13条 理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

(1) 目的地までの普通往復料金相当額（用務の都合により、特別急行料金を加算する）

(2) 宿泊料は、実費相当額

第14条 理事長が命じた会員の公務出張に対しては、理事会の議を経て、前条に準じた旅費を支給することができる。

細 則

第15条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以て定める。

附 則

2011年9月15日 第9回理事会にて制定 2011年10月5日より施行

公益社団法人乙訓青年会議所会員資格規程

第1章 目 的

第1条 本規程は本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を規定したものである。

第2章 入 会

第2条 正会員の入会希望者の選考を行うための会員選考委員会を設置する。

- (1) 選考委員会は、当該年度の理事長の指名する7名以内の理事をもって構成し、その正副委員長は理事長が指名する。
- (2) 選考委員会の委員に欠員が生じたときは、逐次理事長が指名する。

第3条 入会を希望するものは、入会后3年以上在籍できるもので正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

第4条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- (1) 入会后2ヶ年以上を経過しているもので出席率60%以上のもの
- (2) 被推薦者に対して1ヶ年間の義務履行の連帯保証ができるもの

第5条 理事長は、入会資格審査を会員交流委員会へ委託する。ただし会員拡大委員会の設置がある時はこれへ委託する。

第6条 会員交流委員会もしくは会員拡大委員会は、推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格を審査し、その結果を選考委員会に答申する。

第7条 選考委員会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定し、理事会において承認の上、理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面にて通知する。

第8条 入会を承認されたものは、入会金および会費等の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費を納入しない場合はこの限りでない。

第9条 定款第9条に定める入会金ならびに年会費は次のように定める。但し、特別な理由のあるものについては理事会の審議を経て免除することができる。新入会員に限り入会年度の年会費は以下に定める。

- (1) 入会金 正会員 金 60,000円
特別会員 金 70,000円(終身会費)
- (2) 会 費 正会員 金 130,000円
正会員(新入会員)

金130,000円－(入会月－1)×10,000円
賛助会員 1口 金10,000円(1口以上)

第3章 会費の納入

- 第10条 前条に定める年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。
2 会費の納入については別途定めるところによる。

第4章 会員の失格

第11条 会員が次の各号のひとつに該当し、理事長の承認が得られた場合は、当該会員の退会を理事長が全員に通知し、その発送をもって会員の資格を失う。

- (1) 会員が書面により退会の意志をなした場合
- (2) 会員に本会議所の精神に反する行為があり、これを3名以上の会員が理事会にて文章で申し出た場合

「本会議所の精神に反すると思われる行為」とは、次の如きものである

- ① 本会議所の体面を汚す行為
- ② 会員相互の不和の原因となるような行為
- (3) 所定の期日までに会費の未納があった場合
- (4) 正当な理由なく例会を連続4回欠席した場合

「正当な理由」とは、次の各号を指す

- ① 長期出張
- ② 病氣療養

ただし、上記理由のほか、理事会に書面をもって申し出、承認が得られた場合はこの限りでない

- (5) 各種行事への参加が不良で、例会の年間出席率30%未満のもの

第5章 会員の休会

第12条 病氣または、海外出張等により、長期間にわたる欠席を余儀なくされるときは、休会届けを提出し、理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第6章 特別会員

第13条 定款第6条の有資格者で、特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入した場合、特別会員になることができる。

第14条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第7章 名誉会員

第15条 本会議所の正会員および特別会員でないもので、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により名誉会員となる。

第16条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第8章 賛助会員

第17条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人、および団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費の納入しないときは退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

第18条 賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

第19条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の議決権および被選挙権ならびに選挙権を有しない。

第9章 顧問

第20条 本会議所の正会員でなく、青年会議所の活動に対して、適切な指導または助言を与えるもので、原則として任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

細 則

第21条 本規程の施行に際する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

2011年9月15日 第9回理事会にて制定 2011年10月5日より施行

公益社団法人乙訓青年会議所役員選任の方法に関する規程

第1章 目 的

第1条 本規程は、本会議所定款第15条により、本会議所の次年度役員（理事長、専務理事、副理事長、理事、監事）の選出方法を定めたものである。

第2章 理事長、監事選出委員および理事の選出のための選挙管理委員会

第2条 理事長、監事の選出委員および理事を選挙により選出するため、その選挙の管理および執行を行う機関として選挙管理委員会を置く。（以下選挙管理委員会と称する）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名とし、委員長は役員（監事を除く）のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て、毎年6月30日迄に各々指名により選出する。委員の欠員を生じたときは、その補欠は前項に順次理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は4ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理および執行に関して責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを決する。

第3章 理事長、監事の選出委員会

第7条 次年度の理事長および監事を選出するための理事長、監事選出委員会を置く。（以下選出委員会と称する）

第8条 選出委員会は現在の理事および理事経験者7名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第9条 6名の選出委員は、6月30日現在、会費を完納している正会員による3名無記名投票によって7月15日までに選出する。また投票日以外に不在者投票日を設ける。尚、最低位同得票の場合には選挙管理委員会の合議により決する。

第10条 選出委員会の被選挙人は、次に掲げるものとする。

- (1) 6月30日現在において正会員であるもの
- (2) 本年度の役員であり、且つ2年以上連続してその役職にあるもの

(3) 次年度において正会員の資格を有するもの

第4章 理事長、監事の選出

第11条 選出委員会は、委員全員の合意によって次年度理事長1名および、次年度監事2名を選出する。ただし、委員会は、5分の4以上の委員の出席を要し、選出委員会の総意により決する。

第12条 前条によって選出される次年度の理事長、および監事は当該年度の6月30日現在において、正会員たることを要する。ただし下記に掲げるものは被選挙人になり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
- (2) 次年度に於いて正会員の資格なきもの
- (3) 理事長は副理事長もしくは専務理事、監事は理事経験なきもの

第13条 選出委員会は、第11条により選出された次年度の理事長、監事の氏名を遅くとも7月20日までに理事会に通知しなければならない。

第5章 理事選挙

第14条 次年度理事（理事長を除く）のうち6月30日現在の正会員の10%（整数）の理事は、正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は当選者の確定する前までに、次年度理事長予定者が決定する。

第15条 6月30日現在の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。ただし、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第16条 6月30日現在の正会員は、次年度理事の被選挙権を有する。ただし、下記に掲げるものは除く。

- (1) 本年度を含む過去2ヶ年において、連続して役員の地位にあるもの。
- (2) 選出委員会において、次年度の理事長、監事に選出されたもの
- (3) 次年度において、正会員の資格なきもの
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの
- (5) 過去1年間の出席率60%以下のもの
- (6) 理事長または各顧問経験のあるもの

第17条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上、7月30日までに5日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第18条 前条名簿に脱漏または誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文章をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。異議申し立てがあった

場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、あるいは更正を異議申し立て日より5日間以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告示しなければならない。ただし、縦覧期間終了後の異議申し立ては認めない。

第19条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行の3日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。且つこのときまでに選出委員会によって選出された次年度の理事長および監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第20条 投票は有権者1名につき1票、被選挙者数の連記制とし、且つ無記名とし、有権者は投票日の午後9時までに指定された場所に選挙管理委員会の立ち会いのもとで選挙人がこれを投票する。尚、やむを得ぬ事由により投票日に直接投票できない有権者は、選挙管理委員会の定める方法によって不在者投票をすることができる。

第21条 開票は選挙管理委員会および現在の監事の立会の上、これを行わなければならない。

第22条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まざる場合には選挙管理委員会および現在の監事立会の上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第23条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第6章 理事、専務理事および副理事長の指名選出

第24条 次年度理事長は、前章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から2ヶ月以内に残りの理事を指名により選出することを要する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の6月30日現在における正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは、被選出となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出されたもの
- (2) 第5章に定める理事選挙によって当選が確定したもの
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの
- (5) 過去1年間出席率60%以下のもの

第25条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事および指名により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長2名以上4名以内および専務理事1名を指名により選出する。

第26条 次年度の理事長は、選出された次年度の理事、専務理事および副理事長の氏名を当該年度中に開催される総会の前までに理事会に通知しなければならない。

第7章 特別顧問、法制顧問、財政顧問

第27条 特別顧問、法制顧問、及び財政顧問の選出は理事長が推薦し、理事会の議を経てこれを行う。特別顧問は理事長経験者でなければならない。

第8章 通知、報告、承認

第28条 現在の理事長は、本規程の定めるところによって選出された、次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第29条 現在の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出された次年度の役員を改めて報告するとともに役員を選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第9章 役員の補充選任

第30条 本規程によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、当該年度の理事長が正会員の中より選出し、補充する。その指名選出は第24条に準じて行うものとする。

2. 現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細 則

第31条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって決める。

附 則

2011年9月15日 第9回理事会にて制定 2011年10月5日より施行

公益社団法人乙訓青年会議所財産運用規程

- 第1条 公益社団法人乙訓青年会議所（以下乙訓青年会議所と称す。）
財産（以下財産と称す）とは、年会費、入会金、寄附金、その他の臨時収入により積み立て、次の各号の財産から構成されるものとする。
- （1）会員基本財産
 - （2）周年事業積立目的財産
 - （3）退職給与引当目的財産
- 第2条 財産は乙訓青年会議所の財政基礎の確立と公益目的事業及び会員交流事業の開催のために設けられるものとする。
- 第3条 財産の運用は理事会の決定によるものとし、その結果は理事長が総会に報告する。
ただし、財産の運用については投機的運用を行ってはならないものとする。
- 第4条 第1条各号に定める、（1）会員基本財産、（2）周年事業積立目的財産、（3）退職給与引当目的財産の施行に際する事項は、別に定めるものとする。

附則

2011年9月15日第9回理事会にて制定。2011年10月5日より施行。

公益社団法人乙訓青年会議所

(1) 会員基本財産内規

第1条 会員基本財産とは、公益社団法人乙訓青年会議所（以下乙訓青年会議所と称す。）が公益目的事業及び会員交流事業の開催を目的に設けるものとする。

第2条 会員基本財産は公益目的事業及び会員交流事業の開催を目的に積み立てを行うことができるものとする。

第3条 会員基本財産は乙訓青年会議所の公益目的事業及び会員交流事業の開催を補助する目的にて拠出するものとする。

附則

2011年9月15日第9回理事会にて制定。2011年10月5日より施行。

公益社団法人乙訓青年会議所

(2) 周年事業目的財産運用内規

- 第1条 公益社団法人乙訓青年会議所 周年事業目的財産（以下「周年財産」と称す）とは、5年毎に周年事業として開催される記念式典並びに記念事業を実施するために積み立てするものとする。
- 第2条 周年年度にて開催される式典にて会場費及び設営費等に100万円、周年記念事業として開催されるまちづくり事業費にて150万円、合計250万円を積み立てるものとする。また、周年財産は5年間を期限とし、毎年定額50万円の積立を行い、最大で上限を250万円とする。
- 第3条 財産の目的たる周年事業が実施されたあとも、次回周年事業に向け自動で更新されるものとする。

附則

2011年9月15日第9回理事会にて制定。2011年10月5日より施行。

公益社団法人乙訓青年会議所

(3) 退職給与引当目的財産運用内規

第1条 公益社団法人乙訓青年会議所 退職給与引当目的財産（以下「退職財産」と称す）とは、公益社団法人乙訓青年会議所、事務局員就業規程第19条で定める退職給与金の支出のために積み立てるものとする。

第2条 退職給与金を受けべき該当者が存在しない場合は、退職基金の積み立ては凍結するものとし、該当者が発生した場合には凍結を解除するものとする。

第3条 退職財産はその支払い事由が発生した場合には、速やかに支払うものとする。

附則

2011年9月15日第9回理事会にて制定。2011年10月5日より施行。

2014年度

公益社団法人乙訓青年会議所

基本資料

発行 2014年2月22日

編集 公益社団法人乙訓青年会議所 総務財政委員会

事務局 京都府長岡京市開田3丁目10-16 長岡京市立産業文化会館2F

TEL : 075-957-1230 FAX : 075-959-3377